

川口市介護認定審査会ペーパーレス会議システムに係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、川口市介護認定審査会で配布する紙資料等を電子化することによって川口市介護認定審査会のペーパーレス化を図り、各審査委員からの事前審査の意見登録や集計、2次判定結果の確定を本システム内で行うことで迅速な介護認定審査業務を実現し、円滑かつ迅速な審査会運営を可能とするものであることから、事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 介護認定審査会ペーパーレス会議システム
- (2) 履行場所 川口市福祉部介護保険課
- (3) 履行期間 令和7年12月1日から令和11年11月30日まで
- (4) 業務内容 別紙介護認定審査会ペーパーレス会議システム仕様書のとおり

3 実施形式 公募型（プロポーザル）

4 見積限度額 13,288,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年10月14日（火曜日） |
| (2) 参加申込の受付締切日 | 令和7年10月21日（火曜日） |
| (3) 参加資格の確認結果通知 | 令和7年10月23日（木曜日） |
| (4) 質問締切日 | 令和7年10月31日（金曜日） |
| (5) 質問回答日 | 令和7年11月7日（金曜日） |
| (6) 提案書提出締切日 | 令和7年11月17日（月曜日） |
| (7) ヒアリング | 令和7年11月21日（金曜日） |
| (8) 選定結果通知日 | 令和7年11月26日（水曜日） |

6 参加資格

次の要件全てに該当する者とします。

- (1) 令和7年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。

- ※①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に

掲げる者

- (3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中でないこと。
- (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) その他業務上必要な条件等
 - ・過去 2 年間に於いて、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること

7 参加申込手続

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出してください。

(1) 参加申込書（様式第 1 号）

- ア 受付期間 令和 7 年 10 月 14 日（火）15 時～令和 7 年 10 月 21 日（火）15 時（時間厳守、郵送の場合必着）
期間外の提出は受け付けません。
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類 参加申込書
- エ 提出先 〒332-8601 川口市青木 2-1-1
川口市福祉部介護保険課認定係 担当 古屋、田島、田嶋

(2) 提案書

- ア 受付期間 令和 7 年 11 月 7 日（金）15 時～11 月 17 日（月）15 時（時間厳守、郵送の場合必着）
期間外の提出は受け付けません。
- イ 提出方法 持参又は郵送
- ウ 提出書類 ①提案書（5 部）
※提案書に社名は入れないでください。

②見積書（５部）

エ 提出先 〒３３２－８６０１ 川口市青木２－１－１
川口市福祉部介護保険課認定係 担当 古屋、田島、田嶋

８ 参加資格の確認通知

- （１）通知期限 令和７年１０月２３日（木）１２時までに、参加の可否を通知します。
- （２）通知方法 参加申込書に記載されたＦＡＸへ通知

９ 質問回答

- （１）質問方法 介護保険課ＦＡＸへ送付（様式第４号）
電話又は口頭による質問は受け付けません。
- （２）質問書送付先 ＦＡＸ
- （３）質問受付期間 令和７年１０月２４日（金）１５時～令和７年１０月３１日（金）
１５時
- （４）質問回答期限 令和７年１１月７日（金）１５時まで
- （５）回答方法 ・参加申込書に記載されたＦＡＸへ通知
・川口市ホームページに掲載（アドレス）

１０ ヒアリング（プレゼンテーション）

- （１）日時 令和７年１１月２１日（金）
- （２）場所 第一本庁舎３０１会議室
相談により Zoom 等のオンラインも可能
- （３）出席者 ３人以内
- （４）プレゼンテーション時間 ２０分以内 質疑応答 １０分以内
- （５）資料 ５部

１１ 選定基準

別紙選定基準のとおり

１２ 選定方法

- （１）選定基準に基づき、提案書、ヒアリング等の選定により行います。
- （２）選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行います。
- （３）評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により順位を決定します。

- (4) 各評価項目の合計点において、70%に達しない場合は、交渉権者として選定しません。
- (5) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするともに、その参加申込書及び提案書を無効とします。
 - ア 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - イ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - ウ 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
 - エ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

1 3 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者を特定後、ヒアリングに参加した者全者に次の事項を書面で通知するとともに、市ホームページに掲載します。また、失格となった場合は別途通知します。

なお、優先交渉権者として特定されなかった場合、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

- ・通知する者の得点
- ・優先交渉権者名と得点
- ・その他の参加者の名称の無い得点一覧

1 4 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があります。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、川口市から指示があった場合を除き認めません。

1 5 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、システム内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 契約保証金は、川口市契約に関する規則第19条により契約金額の100分の10以上の納付となります。ただし、川口市契約に関する規則第20条に該当する場合は契約保証金を減免します。
- (3) 事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (4) 事業の実施に際して個人情報を取得したときは、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じて、適正な管理を行うものとしします。

(5) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則によります。

1 6 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできません。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとしますが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより川口市が無償で利用できるものとします。
- (4) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがあります。

1 7 問合せ先

川口市福祉部介護保険課 担当 古屋、田島、田嶋

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話 048-259-7294

FAX 048-258-7439

メールアドレス 087.04040@city.kawaguchi.saitama.jp